

令和 6 年度浦添市観光振興計画改定業務委託仕様書

1 業務名称

令和 6 年度浦添市観光振興計画改定業務委託

2 業務目的

本業務は平成 30 年度に策定した浦添市観光振興計画が令和 7 年度で期間満了となることに伴い、現計画の施策を検証すると共に、浦添市観光振興計画改定に向けて、基礎調査及び内容検証を行い、効果的な観光施策等を展開することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 14 日（金）

4 業務内容

以下の第 1 部、第 2 部（1～7）の業務を委託する。委託業務の内容は各項目のとおりとし、それぞれの調査項目や実施方法等は提案によるものとする。また、調査分析に使用するデータの提供元、データ取得方法、データの信頼性について詳細を提示すること。

第 1 部 現観光振興計画の検証

現観光振興計画の達成状況を浦添市の現状を踏まえた上で評価、検証すること。

第 2 部 新観光振興計画立案のための基礎調査

「来訪者の属性」など、新観光振興計画立案に向けた基礎的調査を主に、一部、観光地浦添の開拓に繋がるような市場調査も織り交ぜ行うこと。

1. 上位計画及び関連計画等の整理

国・県の観光振興計画及び市策定の各種関連計画について整理すること。

2. 来訪者（市内、市外県内、県外国内、外国客^{注1}）の動態調査

(1) 地域経済分析システム（RESAS）等の既存のデータ、資料で有用なものがあれば、積極的に活用し、情報収集や分析を行うこと。

(2) 全キャリア横断型の携帯 GPS データや関連移動データ等を利用し、市内主要観光施設・拠点等の来訪者について動態分析を行うこと。

① 【対象期間】

下記の 3 期間を想定。それ以外の期間の追加提案も可能とする。

期間 1：令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日（夏休み期間）

期間 2：令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日（てだこまつり開催）

期間 3：令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 2 月 28 日（スポーツキャンプあり）

※上記3期間及び追加提案する場合の期間について、調査対象は原則令和5年4月1日～令和6年3月31日とする。ただし「COVID-19」の影響等を加味する場合は、浦添市観光振興課等と協議の上、変更もあり得る。

② 【対象観光施設・拠点】

浦添市観光振興課等と協議し5～6施設・拠点を選定すること。

※例として、サンエー浦添西海岸 PARCO CITY、港川ステイツサイドタウン、ANA BALL PARK 浦添、屋富祖商店街、浦添城跡、モノレール駅周辺、市内宿泊施設、国立劇場おきなわ、浦添市美術館、浦添グスクようどれ館、浦添大公園、第二クルーズバース等々。

③ 【調査項目】

- ・ 来訪者の属性（年齢層、性別）
- ・ 来訪時期及び時間帯別来訪者数推移
- ・ 来訪目的、観光行動等
- ・ 発地分析（都道府県、県内ならば市町村）
- ・ 立寄分析
- ・ 経済効果（浦添市内での消費額波及効果等）
- ・ その他、効果的な調査項目

3. 来訪者（市内、市外県内、県外国内、外国客^{注1}）の静態調査

(1) 「アンケート」に基づき、来訪者の「消費動向」および「満足度」を中心に、その特性の調査、分析を行うこと。

① 【調査方法】

対面、Web など「アンケート」の実施形態は問わない。

ただし、調査・分析結果の信頼性指標（標準誤差等）を開示すること。

② 【対象期間】【対象観光施設・拠点】

原則として「対象期間」は通期、「対象観光施設・拠点」は特に設けず、市全域とする。ただし、第2部2-（2）で示した対象期間や対象観光施設・拠点は可能な限り本調査の対象に含めること。

③ 【調査項目】

- ・ 来訪者の消費動向
- ・ 来訪者の満足度
- ・ その他第2部2-（2）-③にある項目

注1) 分析に十分な標本が得られなかった場合、「外国客」の調査、分析結果は参考資料、あるいは「県外国内客」と合わせ「県外客」として開示すること。

4. その他調査

本業務に効果的と思われる調査があれば、追加で提案すること。

5. 浦添市観光振興審議会等開催支援業務

審議会等の開催、運営のサポート

- ① 配付資料の作成・印刷
- ② 担当職員の審議会等への出席
- ③ 審議会等の進行補助、意見のとりまとめ^{注2)}、助言
- ④ 議事録の作成
- ⑤ 改定事業に関わる会議全般の補助と事務局支援

注2) 観光事業者への聞き取りも必要に応じて行うこととする。

＜審議会等開催予定回数＞

浦添市観光振興審議会	委員 13 名	年 2 回
専門部会	委員 3 名	年 2 回
検討委員会（課長級）	未定	年 2 回程度
作業部会（係長級）	未定	年 2 回程度

※ 審議会は 15 名以内の外部委員で構成される。委員の選定及び委嘱は、市が行う。審議会・専門部会委員報酬及び費用弁償は、市が別予算で支出する。会議は庁舎内で開催する。

6. 浦添市が観光振興の効果検証を行うための手法提案

浦添市の観光振興について効果検証を行うため、以下の内容について提案すること。

- ① 観光振興に係るデータ収集分析手法
- ② 観光振興施策の成果指標設定方法
- ③ 観光振興計画の進捗管理手法

7. 調査等の分析結果に基づく諸課題の整理

新観光振興計画へ向けた、調査等の分析結果に基づく諸課題の整理と方向性案の提示

5 成果品の提出等

本業務完了時には、次のドキュメント類を整備して市へ提出すること。

- ① 業務完了報告書 5 部（紙媒体・カラー）
- ② 各種引用データ、集計データ等の成果物
- ③ 経費明細書（計算書） 1 部
- ④ 上記ドキュメントを保存した CD 又は DVD 1 枚

※1 業務完了報告書は製本しなくてもよいが、チューブファイル等でまとめること。

※2 提出ドキュメントについては、業務を遂行していくなかで変更が生じる場合がある。

6 業務執行体制および地域連携について

本業務の執行体制は、次のとおりとする。

- (1) 主担当及び副担当を配置し、少なくともいずれかには観光分野の施策推進計画の策定について実績を有する者を配置すること。
- (2) 業務担当者は、進捗状況の確認のため、浦添市観光振興課の担当者と適宜調整ができるよう体制を整えること。

- (3) 観光協会をはじめ、市内観光関連団体等の調査、分析技能の向上や、結果の共有による連携にも配慮すること。
- (4) 地域特性等を踏まえるためにも、調査、分析を行う際は観光関連団体や学術機関等との連携を必要に応じ図ること。

7 その他

(1) 打合せ等について

本業務の遂行に必要な打合せ又は協議については、その開催の準備及び議事録等の整備を行うこと。開催場所は、庁舎内とする。

(2) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(3) 業務適用範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。

(4) 著作権について

本業務の遂行により取得した報告書等に関する著作権は、原則として浦添市に帰属するものとする。

(5) 協議等

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、浦添市観光振興課と協議し業務を進めるものとする。